

メタル回線のコストの在り方に関する検討会(第1回会合)議事概要

1. 日時:平成24年11月6日(火)16:00~17:35

2. 場所:中央合同庁舎第2号館10階 共用会議室2

3. 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

相田 仁、泉本 小夜子、関口 博正(座長代理に指名)、高橋 賢、東海 幹夫(座長に選出)

(2) 事務局(総務省)

安藤電気通信事業部長、吉田事業政策課長、二宮料金サービス課長、
海野料金サービス課企画官、内藤料金サービス課課長補佐

4. 議事要旨

- 事務局提案の『「メタル回線コストの在り方に関する検討会」開催要綱(案)』(資料1-1)について、了承を得た。
- 東海構成員を座長に選任。また、東海座長より関口構成員を座長代理に指名。
- 事務局提案の『検討会の公開について(案)』(資料1-2)について了承を得た。
- 事務局より『メタル回線コストの現状と課題』(資料1-3)について、説明し、今後の検討項目案を中心に質疑応答及び意見交換が行われた。
- 事務局提案の『今後の検討会の進め方(案)』(資料1-4)について了承を得た。

5. 議題

- (1) メタル回線コストの現状と課題について
- (2) 今後の検討の進め方について

6. 議事概要

(1) メタル回線コストの現状と課題について

事務局より『メタル回線コストの現状と課題』(資料1-3)について、説明し、今後の検討項目案を中心に質疑応答及び意見交換が行われた。概要以下のとおり。

- ・ 未利用芯線コストの扱いを議論する上で、收容替えやケーブルの撤去に要する費用と、ケーブルを残置する場合に要する費用を比較する必要があるのではないか。
- ・ 検討に当たっての一つの視点である。

事務局:資料1-4で説明予定だが、本検討会においてNTT 東西から直接ヒアリングすることを考えており、その場で可能な範囲で具体的なコストに関する説明をしてもらうことが適当であると考えている。

- ・ 減損処理の適用の要件は、収益ベースで確認することとなるのか。
- ・ NTT 東西がどのように資産のグルーピングを行っているかによる。これを電気通信事業全体

などで大きく見れば収益があるため、減損の兆候が見えないこととなり、その結果、減損会計が適用されないと考えられる。

- 資料1-3の9ページにおいて NTT 東西が回答しているように、メタル回線について今後需要が発生する可能性があるとして将来の需要を留保している限り、有姿除却も難しいものとする。NTT 東西は、電話のユニバーサルサービスの提供義務を法令で義務づけられており、加入電話に代わる代替サービスを加入電話と同水準で提供できる見通しがたたないと現実的にはメタル回線を撤去できない。現状では、NTT 東西は光電話サービスを加入電話と同等水準の価格で提供するのは難しいという判断をされていると聞いている。

- ラインシェアリングも検討の対象となるのか。また、回線管理運営費の検討に当たり、ラインシェアリング、ドライカップ、PHS 基地局回線等の契約数の内訳をお示しいただきたい。

事務局:ラインシェアリングであっても、主配線盤や回線管理運営費といった要素は同じで有ることから、これらについて検討すれば、ラインシェアリングの接続形態についても検討することとなると考えられる。回線管理運営費に係る契約数の内訳に関しては、回線管理運営費の検討に際しての資料としてお出しさせていただきたい。

- 資料1-3の15ページで、メタルケーブルに係る投資額と総延長の推移が示されているが、1年にどれくらいの支障移転による張替を行っているかお示しいただきたい。耐用年数の議論に当たっても、どの程度の頻度で張替を行っているのか確認する必要がある。

事務局:NTT 東西が具体的な数字を把握しているかについて確認の上、お示しできるようであれば資料を準備させていただく。

- メタル回線と光回線でコストの配賦をどうするかという議論と、メタル回線コストを NTT 東西の利用部門と他事業者でどのように負担するかについての議論がある。施設保全については、NTT 東西は経営効率化を進めており、資料1-3の19ページにあるとおり、実際にコスト削減が行われている。施設保全に係るコストはメタル回線と光回線のどちらかに割り振る必要があるため、メタル回線の接続料水準を維持しようとするれば光回線の接続料は上がってしまう。料金水準を見ながら政策的判断が必要となると考える。他方、メタル回線コストの NTT 東西の利用部門のユーザと他事業者のユーザの負担割合を議論する上で、ユニバーサルサービス提供義務を負っているNTT 東西が他事業者と同等のコスト負担として問題ないか整理する必要がある。ユニバーサルサービスをどう扱いかという価値判断を伴う、難しい検討。

- 今回の検討対象は、より限定的な接続料原価の問題。ユニバーサルサービスの価値判断については、NWのIP化の流れの中で、LRIC等も含めて共通的に検討すべき点である。関連する複数の会議での検討状況を考慮し、最終的にマイグレーションに逆行しないよう歩調を合わせる必要がある。

- 検討項目案に「ドライカップの接続料原価に帰属されることが適当でない費用が含まれてい

ないか。」とあるが、具体的にそのような費用があることを想定しているのか。

事務局：参考資料1-1の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)の取りまとめの際の意見招請において、接続事業者からメタル回線コストの在り方について意見が提出されている。そういった論点に沿って検討を進めていくことが考えられる。

- ・ 耐用年数について、経済的耐用年数という考え方が示されているが、一般的な会計制度に照らしてこれを議論することは適当か。
 - ・ 企業の財務会計においては、本来経済的耐用年数を設定することが適当である。会社の実態に照らして、法定耐用年数に近い場合にはこれを利用しているもの。税法上はあくまで法定耐用年数をもとに減価償却費が計上されるものであり、経済的耐用年数を採用した場合には、税務上のものと財務会計上のものとでずれが生じる。
 - ・ 法定耐用年数か経済的耐用年数かの議論だけではなく、LRIC に用いている耐用年数も考慮した議論が必要。
- ・ 本検討会で取りまとめた報告書はどのように扱われることになるのか。

事務局：報告書の活用の方向については、検討会の中でどのような結論がでてくるかによるものであり、具体的にこうでなければならないというものではない。ただし、NTT 東西の会計の整理の方法に関する部分については、今年度中に本検討会で方向性が得られれば、報告書の確定前にNTT 東西が財務会計等に反映することはあってもよいと考える。具体的な接続料については、NTT 東西の次年度以降の接続料の申請の際に反映されるものと考えている。

(2) 今後の検討の進め方について

事務局提案の『今後の検討会の進め方(案)』(資料1-4)について了承を得た。

(3) その他

第2回会合は、11月21日(水)の開催する予定。未利用芯線及び耐用年数について、公開にて具体的検討を行うこととし、NTT 東西に対しオブザーバとして出席を依頼することとなった。

(以上)